

# 明石クリーンセンター破砕選別施設包括管理業務委託契約約款

## (総則)

第1条 委託者及び受託者はこの約款(契約書含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書等をいう。)に従い、日本国の法令及び明石市契約規則(平成5年規則第10号。以下「規則」という。)を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受託者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内において実施し、委託者は、その委託料を支払うものとする。

3 この約款に定める催告、請求、通知、報告、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

## (業務責任者)

第2条 受託者は、業務の管理を行う業務責任者を定め、委託者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。

## (受託者の義務)

第2条の2 受託者は、この契約に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、明石クリーンセンター破砕選別施設及び関連施設(要求水準書第1章第3節に定める施設をいう。以下「本施設」という。)を運営・維持管理しなければならない。

2 受託者は、設計図書の規定するところに従い、本業務を遂行するために必要かつ十分な人員を配置しなければならない。

3 受託者は、履行期間を通じて、設計図書の規定するところに従い、本業務に係る労働安全衛生及び作業環境管理を徹底しなければならない。

4 受託者は、本施設の運営・維持管理にあたり、履行期間を通じて、関係法令等及び指定する処理基準(要求水準書第1章第4節第7項に定める基準をいう。以下「処理基準」という。)を遵守しなければならない。

5 受託者は、本業務に係る費用は、この契約に特段の規定がある場合を除き、全て受託者の負担とし、かつ、その調達には受託者の責任において行うものとする。

6 この契約に係る受託者の善良なる管理者の果たすべき注意義務の履行については、受託者が証明するものとする。

## (工程表の提出)

第3条 受託者は、この契約の締結から7日以内に設計図書に基づき工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。

## (契約の保証)

第4条 受託者は、この契約と同時に、委託料の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、この契約による債務の不履行によって生ずる委託者の損害をてん補するため、履行保証保険契約を締結した場合、または、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、契約保証金の納付を免除する。なお、契約書記載の契約の保証において保証金を免除とした契約については、本条の適用はしない。

2 受託者が履行保証保険契約を締結する場合、または、公共工事履行保証証券による保証を付する場合は、当該保証は第17条の4第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

3 第16条第2項並びに第17条の2第1項第7号及び第9号の規定によりこの契約が解除された場合、第1項により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該保証金又は担保は委託者に帰属するものとする。

## (権利義務の譲渡等)

第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受託者は、業務の目的物(未完成の目的物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

## (再委託の禁止等)

第6条 受託者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わ

せてはならない。

2 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

#### (業務の調査等)

第7条 委託者は、必要と認めるときは、業務の処理状況につき調査し、又は処理状況に対し報告を求めることができる。

#### (設計図書不適合の場合の修正義務)

第8条 受託者は、業務が設計図書に適合しない場合において、委託者がその修正を要求したときは、これに従わなければならない。

#### (業務内容の変更)

第9条 委託者は、必要がある場合には業務の内容を変更し、業務を一時中止し、若しくは履行期間の伸縮をすることができる。

2 前項の場合において、委託者が受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (履行期間の延長)

第10条 受託者は、天災その他自己の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に対し遅滞なくその理由を付した書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は委託者と受託者とが協議して定める。

#### (経済事情の激変等による契約金額の変更)

第11条 履行期間内に経済事情の激変又は予期することのできない事由の発生に基づき委託料が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、委託者と受託者とが協議の上委託料を変更することができる。

#### (業務実施計画) 標準

第11条の2 受託者は、契約締結後速やかに、業務期間全体にわたる業務実施計画書を作成して委託者に提出し、業務期間開始日までに委託者の承諾を受けなければならない。

2 受託者は、前項の規定により委託者の承諾を得た業務実施計画書に基づき、業務を履行しなければならない。

3 委託者は、前項の規定に反し、受託者が業務実施計画書に基づき業務を実施していない疑いがあると判断したときは、受託者に説明を求めることができる。

4 委託者は、前項の説明の聴き取りの結果、受託者が業務実施計画書に基づき、業務を実施していないと判断したときは、受託者に是正（業務実施計画書の変更を含む。）を求めることができる。

5 前項の規定によるほか、委託者は、必要があるときは、受託者に業務実施計画書の変更を求めることができる。

6 受託者は、業務実施計画書の変更を希望するときは、委託者の承諾を得て、これを変更することができる。

#### (保守計画)

第11条の3 受託者は、この契約及び業務実施計画書に基づき、本施設の保全業務に関して保守計画を作成し、委託者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定による保守計画については、令和7年度分については契約締結後に、令和8年度から令和12年度分については各年度当初に、それぞれ速やかに作成し、委託者の承諾を受けるものとする。

3 受託者は前項の規定に基づき委託者の承諾を得た保守計画の内容について、変更が生じる場合は、委託者の承諾を得て変更しなければならない。

#### (処理基準未達時の対応)

第11条の4 受託者は、業務実施において、処理基準を満たさない事態（以下「処理基準未達事態」という。）が生じたときは、直ちに当該処理基準未達事態に至った原因の分析を行い、委託者に報告するものとする。この場合においては、受託者は委託者の求めに応じ、委託者が合理的な判断を行うための専門的知見の付与に努めなければならない。

2 前項の場合、受託者は、当該処理基準未達事態の解消に向けた必要な措置を講じなければならない。ただし、当該処理基準未達事態の解消のために本施設の修繕等が必要となるときは、受託者の負担によりこれを行わなければならない。ただし、当該処理基準未達事態が生じた原因が、受託者の責に帰すべき事由以外の事由によることが合理的に証明されたときはこの限りでない。

3 委託者は、第1項の規定による受託者からの報告を受けて検討を行った結果、必要があると認められるときは、受託者に破砕選別施設の運転停止を請求することができる。

**(破砕選別施設損傷等にもなう措置)**

第11条の5 受託者は、受託者の責に帰する事由により破砕選別施設の損傷等が発生し、破砕選別施設の機能低下または運転停止の事態が生じたときは、受託者の責任と負担において当該損傷等を修復しなければならない。

2 委託者は、受託者の責に帰する事由により破砕選別施設に損傷等が発生した場合において、必要と認めるときは、受託者に破砕選別施設の運転停止を請求することができる。

**(臨機の措置)**

第11条の6 受託者は、本施設の災害防止等のため必要があると認めるとき、本施設に事故が発生したとき又はその他緊急のときは、臨機の措置を講じなければならない。

2 受託者は、前項に規定する場合においては、その講じた措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、災害防止又は本施設の運転を行ううえで、特に必要があると認めるときは、受託者に対し臨機の措置を講じることを請求することができる。

4 委託者及び受託者は、第1項及び前項に規定する場合には、その原因究明に努めなければならない。

5 受託者が臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者の責に帰すべき事由により生じたもの及び受託者が通常予測し、対処できる事由により生じたものについては、受託者が負担するものとし、それ以外の事由により臨機の措置を講じた場合の費用は、委託者が負担するものとする。

**(危険負担)**

第12条 受託者は、業務着手から完了に至るまで、業務全体の管理及び使用人等の行為についてすべての責任を負わなければならない。

2 受託者は、業務の施工上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、委託者から必要な指示を受け、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が委託者の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

**(検認)**

第13条 受託者は、毎月末終了後に月間実績報告書を作成し、翌月10日までに委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、毎会計年度終了後に年間実績報告書を作成し、翌会計年度の4月10日までに委託者に提出しなければならない。

3 委託者は、前2項の規定による月間実績報告書又は年間実績報告書の提出があったときは、業務の実施状況等について検認をしなければならない。

**(委託料の構成)**

第13条の2 委託者より受託者へ支払う委託料は、固定費と変動費の合計として算出する。

2 固定費は、処理対象施設運営管理に係る経費（以下「運営費」という。）のうち、搬入ごみ量に係らず運営管理に伴って一定の費用が生じる固定的な経費をもとに算出するものとする。変動費は、運営費のうち、搬入ごみ量等に応じて必要とする費用が変動する変動的な経費をもとに算出するものとする。算出方法は別紙1「委託料の変更要領」による。

**(委託料の支払い)**

第14条 受託者は、第13条第3項に規定する委託者の検認を受けたときは、次の各号に定めるところにより、委託料の支払い請求をするものとする。

(1) 月間実績報告書について、委託者の検認を受けたとき

別紙「月払い委託料内訳書」に規定する、当該月に対応する月払い委託料

(2) 年間実績報告書について、委託者の検認を受けたとき

当該会計年度における支払限度額から、別紙「月払い委託料内訳書」における当該年度の月払い委託料合計額を差し引いた残額の委託料

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に当該委託料を支払うものとする。

**(債務負担行為に係る契約の特則)**

第 14 条の 2 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和 7 年度	円
令和 8 年度	円
令和 9 年度	円
令和 10 年度	円
令和 11 年度	円
令和 12 年度	円

2 委託者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

**(履行遅滞の場合における損害金等)**

第 15 条 受託者が、履行期間内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払いを受託者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、委託料に対して遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。

**(一般的損害及び第三者に及ぼした損害)**

第 15 条の 2 受託者は、履行期間中における業務全体の管理及び使用人等の行為について、全ての責任を負わなければならない。

2 受託者は、本業務の実施上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、委託者から必要な指示を受け、自己の責任及び負担において処理しなければならない。ただし、その損害が委託者の責に帰する事由による場合においては、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、本業務を実施する上で通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼした損害（受託者が付保した保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、本業務を実施する上で受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては受託者が負担する。

**(不可抗力による損害)**

第 15 条の 3 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常予想を超えた自然的もしくは人為的な事象で委託者及び受託者の責に帰すことができないもの（以下、「不可抗力」という。）により、本業務の実施が著しく困難となったとき、又は本施設に損傷を及ぼす可能性が生じたときは、受託者は、委託者の指示に従い対応するものとする。また、受託者は、本施設への被害、本業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとし、これにより発生する費用は、委託者の負担とする。ただし、受託者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は受託者の負担とする。

2 不可抗力により、本施設の損傷等が発生したときは、本施設に係る損害及び修繕費は委託者が負担するものとし、受託者の業務機械器具又は仮設物その他の物件に係る損害及び取片付け費用は受託者の負担とする。ただし、受託者の故意又は重過失によって、本施設の損傷が拡大した場合又は防止することが可能であった損傷が生じた場合において、これによる本施設の修繕費用の増加分については受託者の負担とする。

3 前項に規定する本施設の損傷等により、本業務を実施することができなかった期間の委託料については、委託者・受託者協議の上定めるものとし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、委託者が定め、受託者に通知する。

4 不可抗力により、本業務に関して第三者に損害を及ぼしたときの損害負担については、前条第 3 項の規定に準じる。

5 受託者は、不可抗力により、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に対し遅滞なくその理由を付した書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、不可抗力により、委託内容を変更する必要がある場合には、必要である範囲内において、委託内容を変更することができる。

7 委託者は、不可抗力により、本契約の継続が著しく困難である場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合は、

この契約を解除することができる。

8 前2項の委託内容の変更又は本契約の解除により生じた費用については、委託者・受託者協議して決定するものとする。

#### (本施設及びその備品に関する責任)

第15条の4 受託者は、委託者の責に帰すべき場合及びこの契約に別段の定めのある場合を除き、原則として、本業務に関連した本施設及び本施設の備品の損傷及び不具合に対応する一切の責任を負わなければならない。これに関連して発生した追加費用又は損害等についても、名目の如何を問わず、委託者に請求をすることができない。

#### (運転停止等の場合における補償)

第15条の5 受託者は、受託者の責に帰すべき事由により正当な理由なく、破碎選別施設において、廃棄物を処理できない状態を生じさせたときは、当該状態が発生した日から起算して廃棄物を処理できる状態に復旧した日までの間における補償金として、破碎系統で廃棄物の処理ができない状態が生じたときは1日当たり903,000円、選別系統で廃棄物が処理できない状態が生じたときは、1日当たり492,000円を委託者に支払わなければならない。

2 前項に規定する廃棄物を処理できない状態とは、次の各号に定める場合をいう。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により、受託者が処理基準及び関係法令を遵守しなかった場合又は遵守できないと委託者が判断した場合において、委託者の指示により、破碎選別施設の運転を緊急停止した場合。
- (2) 受託者が正当な理由なく、処理対象物の受け入れを拒否した場合。
- (3) 受託者の責に帰すべき事由により、破碎選別施設の運転を停止、もしくは運転開始ができない場合、又は施設の処理能力を發揮できないなどの場合において、ごみの受け入れができない状態を発生させた場合。

3 廃棄物を処理できない状態において、次の各号に定める場合は、運転停止の場合における補償の対象としない。

- (1) 搬入車両の増加により、一時的にごみの受け入れができない場合。
- (2) 破碎選別施設で処理が困難なごみが起因となった、受託者の責に帰さない事由による、施設の故障や火災によって施設の運転が行えない場合。
- (3) 破碎選別施設の運転に必要な、電気、水、蒸気などの供給を受けることができない、又はリサイクル品の未回収等の事由により、業務が継続できない場合。
- (4) 自然災害の発生により、業務が継続できない場合。

第15条の6 前条に定める補償金の支払いは、第17条の規定により委託者がこの契約の解除を行った場合において、契約の解除の日以後に、受託者の責に帰すべき事由により前条に掲げる状態が発生したときにおいても適用があるものとする。

第15条の7 前2条に定める補償金の支払いは、第18条の規定により受託者がこの契約の解除を行った場合において、契約の解除の日以後に、受託者の責に帰すべき事由により前2条に掲げる状態が発生したときにおいても適用があるものとする。

#### (その他の損害賠償)

第15条の8 受託者は、この契約において別に定める損害賠償又は補償金を負担する場合のほか、本業務の実施に伴い、受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害に係る実損額を委託者に賠償しなければならない。

#### (契約期間満了による終了)

第15条の9 委託者は契約期間満了前に、受託者の施設保守状況等について、業務完了にともなう機能検査を行う。

2 前項の規定による機能検査の時期については、委託者・受託者協議により決定するものとする。

3 第1項の規定による機能検査の結果、本施設に修繕すべき点が存在することが半明した場合には受託者に対してこれを通知し、受託者はその責任及び費用においてこれを修繕しなければならない。ただし、委託者の責に帰すべき事由により修繕が必要な箇所についてはこの限りではない。

4 受託者は、契約期間終了後は直ちに、本施設の処理基準を満たしながら運転できる状態で委託者に引き渡さなければならない。

5 受託者は、契約期間の満了によりこの契約が終了した場合において、本施設内に受託者が所有又は管理する業務機械

器具、仮設物その他の物件（受託者が本業務の一部を委託し又は請け負わせた者が所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、委託者の指示及び指定する期間に従い、受託者の責任及び費用において撤去するとともに、取片付けて委託者に明け渡さなければならない。

- 6 委託者は、前項の場合において、受託者が、正当な理由なく、指定期間内に当該物件の処置につき委託者の指示に従わないときは、受託者に代わって当該物件を処分し、又は取片付けることができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は取片付けに要した費用を負担しなければならない。

#### （談合行為に対する措置）

第16条 受託者は、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による委託料の10分の1に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による業務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、同法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受託者が独占禁止法第3条の規定に違反したことにより、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の2第18項又は第21項の規定により課徴金の納付に応じない旨の通知を行ったとき。
  - (3) この契約に係る入札に関して、受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
  - (4) その他この契約に係る入札に関して、受託者が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、この契約を解除することができる。
- 3 前各項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

#### （委託者の催告による契約解除権）

第17条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第21条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

#### （委託者の催告によらない契約解除権）

第17条の2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反してこの契約により生ずる権利又は義務を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条

第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生ずる権利又は義務を譲渡したとき。

(8) 第18条又は第18条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受託者が個人である場合には、その者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であることが認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約等その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 第17条各号又は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託者は必要があるときは、既済部分の引渡しを受託者に請求することができるものとする。この場合において、委託者はその既済部分に対する委託料相当額を支払うものとし、その支払い額は委託者と受託者とが協議して定める。

#### (委託者の責めに帰すべき事由による場合の契約解除権の制限)

第17条の3 第17条各号又は前条第1項各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### (契約が解除された場合等の違約金)

第17条の4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第16条第2項又は第17条又は第17条の2第1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合(前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

4 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

5 第1項の違約金は、委託者の受託者に対する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

#### (受託者の催告による契約解除権)

第18条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行

がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

#### (受託者の催告によらない契約解除権)

第18条の2 受託者は、第9条第1項の規定により業務内容を変更したため、委託料が3分の2以上減額したとき。又は業務の中止期間が履行期間の3分の1以上に達したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

#### (受託者の責めに帰すべき事由による場合の契約解除権の制限)

第18条の3 前2条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### (契約解除に際しての措置)

第18条の4 委託者は、契約の解除によりこの契約が終了した場合において、基本性能を満たしているか検査を行うことができる。

2 委託者は、前項に規定する検査の実施により、本施設に基本性能を満たすために修繕すべき箇所が存在することが判明した場合には、受託者に対してこれを通知するものとする。

3 受託者は、前項の通知があった場合は、自己の責任及び費用においてこれを修繕しなければならない。ただし、委託者の責に帰すべき事由により修繕が必要な箇所についてはこの限りではない。

4 受託者は、契約の解除によりこの契約が終了した場合において、本施設内に受託者が所有又は管理する業務機械器具、仮設物その他の物件があるときは、委託者の指示及び指定する期間に従い、受託者の責任及び費用において撤去するとともに、取片付けて委託者に明け渡さなければならない。

5 委託者は、前項の場合において、受託者が、正当な理由なく、指定期間内に当該物件の処置につき委託者の指示に従わないときは、受託者に代わって当該物件を処分し、又は取片付けることができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は取片付けに要した費用を負担しなければならない。

#### (契約の終了時の引継ぎ)

第18条の5 受託者は、契約期間の満了又は契約の解除によりこの契約が終了した場合において、委託者の指定する後継受託者より運転管理業務等の引継ぎ及び教育指導について依頼があったときは、責任を持って引継ぎ及び指導しなければならない。また、委託者が委託者の職員に対する運転管理業務等の引継ぎ及び教育指導を依頼したときも同様とする。

#### (成果物の著作権)

第18条の6 この契約に基づき、受託者が委託者に対して提供した成果物（図面、報告書、ソフトウェア及び各種データ等を含む、本業務を実施するうえで得られた記録等を含む。以下同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を業務完了時に委託者に無償で譲渡するものとする。

2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。この場合において受託者は、公表権を行使しない。

3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 受託者は、成果物が著作権に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作権に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受託者は、成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、前4項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

#### (秘密の保持)

第19条 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### (個人情報の保護)

第20条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

**(契約不適合責任)**

第21条 委託者は、引き渡された業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は履行の追完を請求することができない。

2 委託者は、引き渡された業務の目的物に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

**(相殺)**

第22条 委託者は、受託者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受託者が委託者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺してなお委託者が受託者に対して有する金銭債権全額に満たないときは、受託者は、委託者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、委託者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

**(管轄裁判所)**

第23条 この契約に係る訴訟の提起については、委託者の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

**(補則)**

第24条 この契約について、委託者と受託者との間に紛争を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議の上定めることとする。

## 別紙1「委託料の変更要領」

### 1 廃棄物処理量の増減に伴う変更要領

この要領は、廃棄物処理量の実績量が確定した場合における委託料の変更方法を定める。

廃棄物処理量が廃棄物処理量基準値と比較して増減した場合は、必要に応じて委託料の額を、下記式に定めるところにより精算を行う。なお、精算する場合の変更額は、廃棄物処理量基準値の10%を超える部分を対象とし、増減幅が10%以下の場合は、委託料の変更は行わない。

各年度ともに廃棄物処理量基準値は2022年度、2023年度の廃棄物処理量の総量及び明石市一般廃棄物処理基本計画に定める期間における目標処理量の総量の平均（7,600t（※スプリングマットレス処理量は除く））とする。

変動対象とする廃棄物処理量（粗大ごみ・不燃ごみ・資源ごみ）は、委託者が所管する計量機による数値を基本とし、複数の指標により委託者が、各年度ごとに算定するものとする。

精算は、年度ごとに年間実績報告書検認後行うものとし、下記のとおり実施する。

#### (1) 廃棄物処理量の増減に伴う変更の対象となる委託料

業務費内訳書に規定する各年度の「運転管理業務」の委託料

2025（令和7）年度 〇〇〇,〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇,〇〇〇円）

2026（令和8）年度 〇〇〇,〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇,〇〇〇円）

2027（令和9）年度 〇〇〇,〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇,〇〇〇円）

2028（令和10）年度 〇〇〇,〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇,〇〇〇円）

2029（令和11）年度 〇〇〇,〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇,〇〇〇円）

2030（令和12）年度 〇〇〇,〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇,〇〇〇円）

#### (2) 変動率算定方法

変動率 = (廃棄物処理量 (t)) ÷ (廃棄物処理量基準値 (t))

※小数点以下第3位を切り捨てるものとする。

#### (3) 廃棄物処理量が、廃棄物処理基準値と比較して増加した場合

年払い委託料に増額する委託料 = (業務内訳書に規定する各年度の「運転管理業務」の委託料) × [(変動率) - 1.1]

※千円未満を切り捨てるものとする。

- (4) 廃棄物処理量が、廃棄物処理基準値と比較して減少した場合  
年払い委託料から減額する委託料 = (業務内訳書に規定する各年度の「運転管理  
業務」の委託料) × [(変動率) - 0.9]

※千円未満を切り捨てるものとする。

## 2 新ごみ処理施設切替に伴う変更要領

新ごみ処理施設切替に伴い、破碎選別施設が1か月間休止した場合における委託料の変更方法を以下の式のとおり定め、必要に応じて精算を行う。

精算は、当該月の月間業務報告書検認後行うものとし、下記のとおり実施する。

### (1) 新ごみ処理施設切替に伴う変更の対象となる委託料

ア 業務費内訳書に規定する各年度の「運転管理業務」の委託料

2030（令和12）年度 〇〇〇,〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇,〇〇〇円）

イ 業務費内訳書に規定する各年度の「保全業務」の委託料

2030（令和12）年度 〇〇〇,〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇,〇〇〇円）

### (2) 運転管理業務

2030年度

月払い委託料から減額する委託料 = (業務内訳書に規定する各年度の「運転管理業務」の委託料) ÷ 12 (か月) × (0.17<sub>※</sub> - 1.0)

※：施設休止中も必要となる委託料割合

※：千円未満を切り捨てるものとする。

### (3) 保全業務

2030年度

月払い委託料から減額する委託料 = (業務内訳書に規定する各年度の「保全業務」の委託料) ÷ 12 (か月) × (0.00<sub>※</sub> - 1.0)

※：施設休止中は、月例点検に係る保全業務を実施しないため、全額減額

### 3 スプリングマットレス処理量の増減に伴う変更要領

この要領は、スプリングマットレス実績処理枚数（以下、「処理枚数」という。）が確定した場合における委託料の変更方法を定める。

処理枚数がスプリングマットレス処理枚数基準値（以下、「基準値」という。）と比較して増減した場合は、必要に応じて委託料の額を、下記式に定めるところにより精算を行う。なお、精算する場合の変更額は、基準値の10%を超える部分を対象とし、増減幅が10%以下の場合は、委託料の変更は行わない。

各年度ともに基準値は2022年度、2023年度の処理枚数及び明石市一般廃棄物処理基本計画に定める期間における推定処理枚数の平均（2,300枚）とする。

変動対象とする処理枚数は、受託者が委託者に提出する業務実績報告書による数値を基本とし、各年度ごとに算定するものとする。

精算は、年度ごとに年間実績報告書検認後行うものとし、下記のとおり実施する。

(1) 1枚あたりの処理単価：〇,〇〇〇円とする。

(2) 処理枚数が、基準値と比較して増加した場合

$$\text{年払い委託料に増額する委託料} = 1 \text{枚あたり処理単価} \times (\text{ベッドマットレス処理枚数} - 2,530 \text{枚})$$

※千円未満を切り捨てるものとする。

(3) 処理枚数が、基準値と比較して減少した場合

$$\text{年払い委託料から減額する委託料} = 1 \text{枚あたり処理単価} \times (\text{ベッドマットレス処理枚数} - 2,070 \text{枚})$$

※千円未満を切り捨てるものとする。

#### 4 その他

以下の場合には委託者・受託者間で委託料の変更について別途協議するものとする。

- ア 社会的なごみの様態・組成の変化に伴う重量の増減以外の要因により、業務の負担が大幅に増減した場合。
- イ 委託者の廃棄物収集方法・受入体制の変更により、処理対象物の構成が変更となった場合。